

環太平洋大学大学院 履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、環太平洋大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第21条第5項、第22条第5項、第23～26条及び第32～34条に基づき、本学の授業科目の種類、単位数及び履修方法、単位の認定、試験及び成績等について、必要な事項を定める。

(学則との関係)

第2条 本大学院学生の履修に関する事項は、学則に定めのあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(履修する研究科)

第3条 本学に、次の研究科を置く。

研究科名	専攻名
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻

(授業科目)

第4条 授業科目（以下「科目」という。）は、スポーツ科学研究コア、スポーツ文化・教育領域、スポーツ科学・実践応用領域、スポーツ科学研究演習とする。

(卒業要件単位)

第5条 研究科の修了要件は、次の表のとおりとする。

研究科名・専攻名	スポーツ科学研究コア	スポーツ文化・教育領域	スポーツ科学・実践応用領域	スポーツ科学研究演習
スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻	4単位	8単位以上	12単位以上	6単位
修了要件	スポーツ科学研究コア領域4単位、スポーツ科学研究演習6単位は必修。 スポーツ文化・教育領域から8単位以上、スポーツ科学・実践応用領域から12単位以上を選択する。 30単位以上の単位を修得し、修士論文又は特定課題研究を提出して最終試験に合格することが修了要件。			

(科目の履修)

第6条 学生は、履修しようとする科目を登録しなければならない。

2 登録した科目の変更又は追加は原則として認めない。

3 前項の規定にかかわらず、別に定める履修登録変更期間中に限り、履修科目を変更することができる。ただし、履修登録者数が授業実施に際して支障をきたすと本大学院が判断した授業科目については、追加で履修登録することはできない。

4 履修登録後、別に定める履修取消期間内に限り、履修取消を行うことができる。

5 研究科が指定する科目については、その指定に従い履修するものとする。ただし、研究科長が特に認めた場合はこの限りではない。

6 同一科目を同一年度に重複して履修することはできない。ただし、教育課程表及び授業時間割表において指示する特定の科目については、この限りではない。

7 既に単位を取得した科目を履修することはできない。

8 履修に関するその他の事項については、教育課程表、講義概要及び授業時間割表に定める方法によるものとする。

(履修登録)

第7条 科目を履修するためには、年度の初めに履修登録し、受講手続をしなければならない。

2 履修登録に関する手続きは、「履修ガイド」に記載するほか、年度初めに大学院事務室が行う案内による。

3 修了の要件として年間に履修登録することができる単位数の上限は30単位とする。

4 前三項の規定にかかわらず、上限を超えて科目を履修する特別な事情がある場合は、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを認めることができる。

5 スポーツ科学研究演習Ⅰ、スポーツ科学研究演習Ⅱ、スポーツ科学研究演習Ⅲを履修するには、「修士論文」又は「特定課題研究」提出申請を行わなければならない。

6 修士課程の長期履修学生は、認められた長期履修期間の最終年度にスポーツ科学研究演習Ⅰ、スポーツ科学研究演習Ⅱ、スポーツ科学研究演習Ⅲを登録しなければならない。

7 修士課程において、標準修業年限を超えて在学する者は、既にスポーツ科学研究演習Ⅰ、スポーツ科学研究演

習Ⅱ、スポーツ科学研究演習Ⅲの単位を修得している場合でも、スポーツ科学研究演習Ⅰ、スポーツ科学研究演習Ⅱ、スポーツ科学研究演習Ⅲを登録し、履修しなければならない。

(休学による履修登録の取消)

第8条 履修登録後に休学した場合は、当該学期に履修登録したすべての履修科目を取消す。

(試験)

第9条 履修した授業科目の単位の認定は、試験による。

2 試験は、履修登録した授業科目のみ受験できる。

第10条 試験の種類は、定期試験及び定期試験以外の方法(レポート、授業時に行う随時の試験、学位論文審査等)とする。

2 単位の認定は、定期試験、定期試験以外の方法又はそれらの組み合わせによるものとし、授業科目担当者がシラバスに等に定める方法により行う。

3 定期試験の実施については、別に定める。

(試験における学納金等滞納者の取扱い)

第11条 学納金等を滞納している者は、別に定める納入期限内に延滞料滞納学納金を納入しない限り、受験した科目の単位認定を行わない。

(成績評価)

第12条 本大学院学則第32条に定める成績評価の評価内容は、次の表のとおりとする。

区 分	評価	評 点	評 価 内 容
合 格	S	100～90点	到達目標をほぼ完全に達成している
	A	89～80点	到達目標を相応に達成している
	B	79～70点	到達目標を相応に達成しているが、不十分な点がある
	C	69～60点	到達目標の最低限は満たしている
不 合 格	D	59～40点	到達目標の最低限を満たしていない
	E	40点未満	到達目標を全く満たしていない 出席不足(出席数が3分の2未満)のもの 再試験は受験不可
	F	不受験	
	H	保留	怪我等により実技試験が受験できず、成績提出期限内に成績が出せないもの

2 怪我等により実技試験が受験できず、「H」と評価した者に対しては、保留期間を翌学期定期試験最終日までとし、機能回復後速やかに実技試験を受けるよう指導を行い、試験に合格した場合は、受講した授業開講年度(期)に遡って単位を認定するものとする。

3 前項に定める保留期限を過ぎても受験しなかった場合の評価については、保留期限時点の学修結果で評価を行う。

(単位認定)

第12条 成績評価の結果、合格した場合は単位を認定する。

2 前項にかかわらず、所定の期日内に履修登録をしていない授業科目については、単位認定を行わない。

3 履修授業科目を受講し合格の評価を得ても、学費未納除籍又は学費未納退学となった者は、単位認定を受けることができない。

(本大学院以外での学修成果の単位認定)

第13条 本大学院学則第28条に基づき、教育上有益と認めるときは、本大学院の定めるところにより、他の大学院の授業科目を、当該大学院研究科・専攻とあらかじめ協議の上、合計して10単位を超えない範囲で履修させることができる。

2 前項により修了に必要な単位として与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したもののみならず単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 本大学院学則第27条に基づき、本大学院の第1年次に入学した者が、入学前に大学院において学修及び修得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院で修得した単位として認定することができる。

(転入学生等の単位認定)

第14条 本大学院学則第16条第2項に規定する単位認定については、別に定める。ただし、本大学院学則第21条第3項から第4項に定める免許・資格等を取得するための科目及び単位数に関しては、科目ごとに本学授業科目に読み替えて認定する。

2 前項による単位認定を希望する場合は、本学が求める所定の証明書等を提出するものとする。

(修士論文又は特定課題研究の提出要件)

第15条 前年度末までに1年以上在学し、スポーツ科学研究科において30単位以上を修得している者は、必要な研究指導を受けて、修士論文又は特定課題研究を提出することができる。ただし、所定の手続きを経て研究科委員会の承認を得た者については、必要な研究指導を受けて、修士論文又は特定課題研究を提出することができる。

2 修士論文又は特定課題研究を提出する予定の者は、研究指導教員及び副研究指導教員の承認を得て、修士論文又は課題研究提出の申請を前期又は後期の所定日に行い、所定期日までに修士論文又は特定課題研究の題目を提出しなければならない。

3 休学又は留学している学期は、修士論文又は特定課題研究の提出の申請を行うことができない。

4 修士論文を提出するためには、修士論文又は特定課題研究提出の申請後、その学期を含め2学期間の研究指導を受けなければならない。

5 修士論文又は特定課題研究提出の申請をし、その学期を含め2学期間の研究指導を受けた者が、2学期間を超えて研究指導を受ける場合は、各年度の所定日に届け出なければならない。

(修士論文又は特定課題研究題目)

第16条 修士論文又は特定課題研究の題目は、修士論文又は特定課題研究の提出学期の所定期日までに、研究指導教員および副研究指導教員を通じて所定用紙により大学院事務室に届け出なければならない。

2 休学又は留学している学期は、修士論文又は特定課題研究題目の提出を行うことができない。

(修士論文又は特定課題研究の提出)

第17条 修士論文1編は、所定期日までに、定められた部数を教務課に提出しなければならない。

2 修士論文又は特定課題研究の審査のため必要があるときは、修士論文又は特定課題研究以外に参考資料の提出を求めることがある。

第18条 修士論文又は特定課題研究は、提出後に変更、訂正、追加及び削除してはならない。

(修士論文又は特定課題研究の審査及び最終試験)

第19条 修士論文又は特定課題研究を提出した者は、当該年度の所定期日に最終試験を受けるものとする。

第20条 修士論文又は特定課題研究の審査及び最終試験の実施並びに成績評価は、大学院学則及び環太平洋大学学位規程に定めるところによる。

第21条 30単位以上を修得するに至らず、又は最終試験に合格しなかったときは、当該年度に提出した修士論文又は特定課題研究は修士論文として取り扱わない。

(教職課程の履修)

第22条 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合、教科及び教科の指導法に関する科目に該当する授業科目は、本大学院学則別表第2のとおりとする。

(教職免許)

第23条 教育職員免許法第2条に定める教育職員免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法に基づき、大学が開講する教職課程の必要単位を修得しなければならない。

2 教職課程の履修方法は、「教職の手引き」に記載する。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、学長が行う。

(その他)

第25条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。